

「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」の部外秘扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年十二月十九日

翫 正 敏

参議院議長 長 田 裕 二 殿

「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」の部外秘扱いに関する質問主意書

「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」(以下「参考」という。)の部外秘扱いについて以下質問する。

一 「参考」は教範が含まれているので、外部に出せないとのことであるが、これを民間企業(学陽書房)が編集・発行・発売できる根拠を明らかにされたい。

二 「参考」を編集・発行するに当たっては、自衛隊員でない編集者・校正者・(もし「参考」が電算写植で作られているのなら、活字を入力する)オペレーターたちは教範に目を通すことになるが、これらの人たちは(漏らした場合に刑事罰を受ける)守秘義務を負っているのか。

三 「参考」は八三年七月一五日改定版第一一刷の時点においては一般に販売されていたが、いつから秘密になったのか。またその理由について明らかにされたい。

四 現在では八三年七月一五日改定版第一一刷「参考」の複写を自衛隊員が配布すると自衛隊法五九条違反となるのか。

五 「参考」に含まれている教範は「秘密保全に関する訓令」(防衛庁訓令第一〇二号)に基づく秘密に指定されているのか。

右質問する。